

令和6年 第9回

高砂市農業委員会議事録

○開催日程

日 時 令和6年9月26日(木) 10時00分
場 所 南庁舎2階 会議室1

○提出議題（18件）

高農議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
高農議第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと(1)
高農議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のこと(2)
高農議第30号 相続税等の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認のこと(2)
高農議第31号 農地利用集積計画の決定について(1)
報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出のこと(6)
報告第30号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)
報告第31号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと(1)
報告第32号 農業用施設設置届出のこと(1)
報告第33号 農地の使用貸借の解約通知のこと(1)

○出席委員（14名）

1 番	大濱 正則	2 番	北野 保夫
3 番	本庄 捨伸	4 番	北野 益生
5 番	前橋 瑞紀	6 番	野村 富夫
7 番	北原 知子	8 番	駒井 隆彦
9 番	長谷川 巧	10 番	松本 慶一
11 番	松本 眞実子	12 番	芦谷 博務
13 番	杉田 住夫	14 番	宮下 多恵子

○欠席委員（0名）

--	--	--	--

○出席事務局職員（2名）

事務局 主 幹	鵜鷹 一成
〃 事務吏員	吉田 美紅

○出席市長部局（1名）

産業振興課 副主幹	尾塩 昌昭
-----------	-------

議 事 内 容

- 事務局 皆さん、おはようございます。第9回高砂市農業委員会総会を開催させていただきます。本日は、全員の出席で総会は成立しております。本日提案させていただきます議案でございますが、高農議第27～31号の8件、報告第29号～報告第33号の10件、併せて18件でございます。議事進行につきましては、会長をお願いいたします。
- 議 長 皆さん、おはようございます。（時候の挨拶）それでは第9回高砂市農業委員会総会を始めます。議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名順により
5番 前橋委員、及び 8番 駒井委員よりお願いいたします。
それでは、議案書に基づき進めてまいります。
高農議第27号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
事務局説明願います。
- 事務局 高農議第27号は、農地法第3条第1項の規定による許可申請審議で、2件ございます。
（高農議第27号 1～2番を読み上げる）
別添調査書のとおり、いずれも農地法第3条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明および聞き取り調査の説明をお願いしたいと思います。1番について、■■■■委員お願いします。
- 番 申請地は塩市の農会長の畑の隣であり、農会長から事前に話を聞いていました。近くの駐車場に車を止めるため、近隣の方にもご迷惑をかけることはありません。また、水についても、隣接地の農会長が使用しているポンプを利用されるため問題はないと思います。
- 議 長 2番について、■■■■委員お願いします。
- 番 周辺は畑をしている農地が多く、草刈りもしていました。水は、自然に山から受けるようになっていて、特に問題はないと思います。
- 議 長 補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
- 各委員 （「異議なし」の声あり）
- 議 長 異議の声がありませんので、高農議第27号は承認されました。
続きまして高農議第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議のこと」を議題といたします。
事務局説明願います。
- 事務局 高農議第28号は、農地法第4条第1項の規定による許可申請審議で、1件ございます。
（高農議第28号 1番を読み上げる）

	別添調査書のとおり、農地法第4条第6項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
議 長 ■ 番	事務局の説明が終わりましたので、 小委員会の補足説明をお願いします。 申請地は以前から違法転用で、建物が建っており、農地パトロールでも何度か確認していました。現在、建物はなくなり雑種地になっています。申請理由は、相続した時には既に造成済みで農地としての活用ができなかった。また、運送会社から駐車場として貸してほしいとの要望があり、今回貸駐車場として転用することになりました。申請地の境界には、新たに擁壁を設置し、近隣住民へ配慮するため、夜間は道路を利用しないなど周囲に被害が出ないようにしています。小委員会では承認するという意見でした。
議 長	小委員会の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
各委員 議 長	(「異議なし」の声あり) 異議の声がありませんので、高農議第28号は承認されました。 続きまして高農議第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議のことを議題」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	高農議第29号は、 農地法第5条第1項の許可申請で、2件ございます。 (高農議第29号を読み上げる) 別添調査書のとおり、農地法第5条第2項各号には該当しません。以上のことから、許可要件を満たしていると考えます。
議 長 ■ 番	事務局の説明が終わりましたので、1番の案件から小委員会の補足説明をお願いします。 現在、居住している借家は手狭で、将来にわたり割高な家賃を支払う不安があり土地を探していた。申請地の近辺にある実家にも行き来ができ、農作業の手伝いや祖父や両親の面倒を看ることができるため申請地を選んだということです。
議 長 ■ 番	つづきまして、小委員会から2番についてご説明をお願いします。 現在ある南側の進入路について申請している。既存の進入路を広げると伺っている。草刈りができている状況で、隣接同意をもらっており、排水は北側に流すため、特に問題はないと思います。
議 長	小委員会の補足説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議の声がありませんので高農議第29号は承認されました。
議 長	続きまして高農議第30号「相続税等の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認のこと」を議題といたします。
議 長 事務局	事務局説明願います。 高農議第30号は、 相続税等の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認のこと で、2件ございます。 (高農議第30号を読み上げる)

議 長	この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議の声がありませんので高農議第 3 0 号は承認されました。
	続きまして高農議第 3 1 号「農地利用集積計画の決定のこと」を議題といたします。
産業振興課	産業振興課、説明願います。
	高農議第 3 1 号は、農地利用集積計画の決定のこととございます。
	(高農議第 3 1 号を読み上げる)
議 長	産業振興課の説明が終わりましたので、小委員会の補足説明をお願いします。
■ 番	事務局の説明通りで問題ありません。
■ 番	去年からすでに栽培をしている。利用権の設定を出すのを忘れていて、今年申請を出しています。事後の提出にはなりますが、土地の利用としてはハウスを建てている横のあき地で野菜を耕作するとのこととです。
■ 番	水田とありますが、水利権は持っているのか。
産業振興課	離水はされていないと思います。今回の申請は、正式に使用貸借で契約を結ばなければならないということで、提出されています。
■ 番	手前側はなにか植えられていますか。
産業振興課	何も植わっておらず、トラクターを置いています。
議 長	この件についてご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。
	他にご意見、ご質問ございますか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
議 長	異議の声がありませんので高農議第 3 1 号は承認されました。
	続きまして報告第 2 9 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	報告第 2 9 号は農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出で、6 件ございます。
	(報告第 2 9 号、1 ～ 6 番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	続きまして報告第 3 0 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、1 件ございます。
	(報告第 3 0 号、1 番を読み上げる)
議 長	事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。
各委員	なし
議 長	続きまして報告第 3 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。
事務局	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出にかかる専決処理報告のことで、1 件ございます。

議 長
各委員
議 長

(報告第 3 1 号、1 番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし

続きまして報告第 3 2 号「農業用施設設置届出のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

農業用施設設置届出のことで、1 件ございます。

(報告第 3 2 号、1 番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし

続きまして報告第 3 3 号「農地の使用貸借の解約通知のこと」を報告いたします。事務局、説明願います。

事務局

農地の使用貸借の解約通知のことで、1 件ございます。

(報告第 3 3 号、1 番を読み上げる)

事務局の説明が終わりました。報告ですが、質問等がありますか。

なし

第 8 回の総会でご質問があった高農議第 2 4 号 1 番の申請について事務局より説明願います。

事務局

高農議第 2 4 号 1 番の申請について、譲受人が令和 5 年 2 月に中筋で資材置場を申請しているが、造成をしてから使用していないという指摘を受け、条件付き許可で意見書を提出しました。その後、県の指示により申請者から事業計画書の再度提出があり、その内容について高砂市農業委員会で許可か不許可の判断をしていただきたい。

(農地等の転用許可にかかる意見書について読み上げる)

議 長

事務局の説明が終わりました。ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

■ 番

小委員会の時には現地は見えていませんがどのような状態ですか。

■ 番

更地のままです。

議 長

他に、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議はございませんか。

各委員

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議の声がありませんので、許可相当で県に意見書を提出いたします。

以上を持ちまして本日の総会に付託されました議案はすべて終了いたしました。ご承認いただきましてありがとうございます。

(以 上)

終了時刻 午前 11 時 15 分

議事録署名委員

前橋 瑞樹 委員

駒井 隆彦 委員